



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

引っ越し直後の若者を狙った訪問販売に関するトラブルが全国の消費生活センターなどに寄せられています。3～4月は新生活に不慣れな時期で、冷静な判断ができなくなりがちです。

◆事例とアドバイス

▶事例1

引っ越した新築マンションに「管理会社の依頼で換気扇の説明をする」と業者が訪問。「居住者はみんな契約している」と言われたので換気扇フィルターを1万5千円で購入。管理会社に確認すると管理会社とは無関係の業者だった。

▶事例2

「管理会社が開いたオプションサービスの説明会で水回りの防カビ工事の説明をしている」「荷物を搬入する前に工事をしたほうがいい」などと言われ、業者に6万円を支払う。工事後、管理会社に問い合わせたが、「そのような説明

No.209

引っ越し直後の訪問販売に注意！

会は開いていないし、業者も紹介していない」と言われた。

▶事例3

消防署員の制服を着た男が訪問し、「設置は義務だ」と話して消火器を買わされた。

▷アドバイス 管理会社に直接確認を！

上記事例では特定商取引法（特商法）の訪問販売にあたると思われるため、特商法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフすることができます（8日経過後でも対応可能なケースもあり）。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)